

青少年赤十字加盟校活動費助成事業

助成金交付要綱

日本赤十字社佐賀県支部

（目 的）

第1条 郷土佐賀県の出身である佐野常民によって創設された日本赤十字社は、命と健康、そして人間の尊厳を守るための人道的諸活動の一つとして青少年赤十字活動を推進している。そして、青少年赤十字加盟校では、「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」の3つを実践目標として掲げ、「気づき、考え、実行する」を態度目標として、日々の生活の中で思いやりの心にあふれた児童生徒の育成を目指している。

日本赤十字社佐賀県支部（以下「佐賀県支部」という。）は、佐賀県内の青少年赤十字加盟校（以下「加盟校」という。）における活動の推進充実を図るため、佐賀県支部が認定した加盟校に対して、要綱に定めるところにより助成金を交付することとする。

（注）佐賀県内の青少年赤十字加盟校とは、青少年赤十字に加盟した佐賀県内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のことをいう。

（助成対象となる活動）

第2条 助成対象となる活動は、青少年赤十字が掲げる3つの実践目標（「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」）に係る活動等とする。

（助成期間）

第3条 助成交付申請書を提出し、佐賀県支部より助成金交付決定を受けた加盟校を認定校とし、決定の日から当年度の3月末日までの1年間とする。

（助成金額）

第4条 この助成金額は、30,000円以内とする。

（交付申請）

第5条 助成事業を希望する加盟校は、交付申請書（様式第1号）に実施計画書（様式第2号）を添付の上、佐賀県支部へ提出する。

2 前項の交付申請書の提出期限は、毎年度、世界赤十字月間である5月の末日までとする。

(交付条件)

第6条 助成金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) この助成金交付要綱の規定に従うこと。

(2) 助成を受けた認定校が、助成金を他の用途へ使用をした時は、当該助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことがある。

(交付決定)

第7条 佐賀県支部は、交付申請書(様式第1号)及び実施計画書(様式第2号)をもとに助成金交付校を認定し、申請のあった加盟校へ速やかに交付決定通知書(様式第3号)により通知をするものとする。

(交付請求)

第8条 交付決定の通知を受けた加盟校は、速やかに請求書(様式第4号)を佐賀県支部へ提出するものとする。なお、助成金は、原則、申請のあった学校指定の金融機関の口座により取り扱うものとする。

(活動実績報告)

第9条 加盟校は、当年度3月末日までに、実績報告書(様式第5号・第6号)等を提出するものとする。

(補 足)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要がある時は佐賀県支部事務局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。